

2019年3月6日
九州電力株式会社

第十管区海上保安本部と災害時の相互協力に関する協定を締結しました

— 迅速かつ円滑な災害対応の展開 —

本日、第十管区海上保安本部と、災害時に迅速かつ円滑に災害対応を実施することを目的に、相互協力に関する協定を締結いたしました。

今回の協定締結により、第十管区海上保安本部から当社に対しては、離島等への復旧要員及び資機材の輸送、当社から第十管区海上保安本部に対しては、災害対応に必要な施設及び活動拠点等への電源供給などが可能となり、災害時の双方の活動が迅速かつ円滑に実施できるようになります。

当社は今後とも、訓練などを通じて、災害対応力の向上に努めてまいります。

協定の概要は以下のとおりです。

- 1 名称 第十管区海上保安本部と九州電力株式会社との災害時における相互協力に関する協定
- 2 目的 災害時に迅速かつ円滑に災害対応を実施するための相互協力
- 3 締結者 海上保安庁 第十管区海上保安本部長 遠山 純司
九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘
- 4 内容
 - (1) 被害情報の共有
 - (2) 相互協力（自ら行う業務に支障のない範囲で実施）
 - 第十管区海上保安本部による当社への協力
 - ・復旧要員及び資機材の輸送
 - 当社による第十管区海上保安本部への協力
 - ・災害対応に必要な施設や活動拠点等への電源供給
 - ・災害対応に必要な施設、敷地の提供
 - (3) 訓練及び会議の開催

以上